

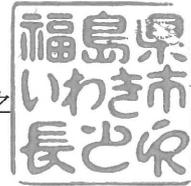
産業廃棄物処分業許可証



住所 福島県いわき市錦町四反田30番地  
氏名 株式会社クレハ環境  
代表取締役 並川 昌弘

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

いわき市長 内田 広之



許可の年月日 令和 3年 4月 8日  
許可の有効年月日 令和10年 4月 7日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理 (①焼却・熱分解、②中和、③破砕、④固化)

(2) 産業廃棄物の種類

裏面記載のとおり

**【注意】**  
この許可証(写)は許可内容の開示及び  
契約書添付を目的とし、  
その他の用途による使用は無効とする。

2. 事業の用に供するすべての施設

別紙記載のとおり

3. 許可の条件

\*\*\*\*\*

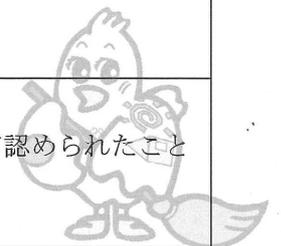
4. 許可の更新又は変更の状況

裏面記載のとおり

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有 ・  無

備考

「優良」の表示は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力・実績を有する者として認められたことを示すものです。



## 1. 事業の範囲

### (2) 産業廃棄物の種類

#### ① 中間処理（焼却・熱分解）に係るもの

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破砕物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を含む。）、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を含む。）、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん

以上18種類

これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除き、水銀使用製品産業廃棄物（回収義務が生じるものを除く。）及び水銀含有ばいじん等（回収義務が生じるものを除く。）を含む。

#### ② 中間処理（中和）に係るもの

汚泥、廃酸、廃アルカリ

以上3種類

これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除き、水銀使用製品産業廃棄物（回収義務が生じるものを除く。）及び水銀含有ばいじん等（回収義務が生じるものを除く。）を含む。

#### ③ 中間処理（破砕）に係るもの

廃プラスチック類（自動車等破砕物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を含む。）、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を含む。）、がれき類

以上8種類

これらのうち特別管理産業廃棄物であるもの、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

#### ④ 中間処理（固化）に係るもの

燃え殻、汚泥、ばいじん

以上3種類

これらのうち特別管理産業廃棄物であるもの、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

昭和52年 3月31日 新規許可

平成 4年 4月 8日 変更許可

平成 5年 8月 9日 変更許可

平成 9年 4月 8日 更新許可

平成 9年 7月 8日 変更許可

平成14年 4月 8日 変更許可

平成14年 4月 8日 更新許可

平成19年 4月 8日 更新許可

平成26年 4月 8日 更新許可（優良認定）

令和 3年 4月 8日 更新許可（優良認定）

令和 4年 4月20日 変更届出（代表者の変更）

令和 4年12月26日 変更届出（産業廃棄物処理施設の変更（8号焼却炉に固定炉の追加））

（以下余白）



施設設置場所 福島県いわき市錦町落合 136 番 1 外 25 筆

(1) 法対象施設

処理施設の名称及び種類	処理能力	処理する産業廃棄物	処理方法	許可等の状況
7号焼却炉 汚泥の焼却施設 廃油の焼却施設 廃プラスチック類の焼却施設 シアン化合物の分解施設 産業廃棄物の焼却施設	182 m <sup>3</sup> /日 110 m <sup>3</sup> /日 104 t/日 202 m <sup>3</sup> /日 238 t/日	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃え殻</li> <li>汚泥</li> <li>廃油</li> <li>廃酸</li> <li>廃アルカリ</li> <li>廃プラスチック類</li> <li>紙くず</li> <li>木くず</li> <li>繊維くず</li> <li>動植物性残さ</li> </ul>	①焼却・熱分解 (ロータリーキルン、JF 炉による焼却処理又は熱分解処理)	H9.7.1 設置許可 H27.3.19 変更許可 (ロータリーキルンの更新)
8号焼却炉 汚泥の焼却施設 廃油の焼却施設 廃プラスチック類の焼却施設 シアン化合物の分解施設 産業廃棄物の焼却施設	182 m <sup>3</sup> /日 118 m <sup>3</sup> /日 104 t/日 266 m <sup>3</sup> /日 238 t/日	<ul style="list-style-type: none"> <li>ゴムくず</li> <li>金属くず</li> <li>ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず</li> <li>鉱さい</li> <li>がれき類</li> <li>動物のふん尿</li> <li>動物の死体</li> <li>ばいじん</li> </ul>		H4.7.15 設置許可 H8.2.19 変更許可 (デミスターの設置) H9.2.25 変更許可 (ミスト EP の増設等) H27.3.19 変更許可 (ロータリーキルンの更新) R4.12.1 変更許可 (固定炉の追加)
No. 3、No. 4 中和槽 廃酸又は廃アルカリの中和施設	160 m <sup>3</sup> /日 (80 m <sup>3</sup> /日×2 基)	<ul style="list-style-type: none"> <li>汚泥</li> <li>廃酸</li> <li>廃アルカリ</li> </ul>	②中和 (水酸化ナトリウム、塩酸等による中和処理)	S56.12.22 設置届出 S62.8.14 変更届出
廃プラスチック類等の破碎施設 廃プラスチック類の破碎施設 がれき類の破碎施設 木くずの破碎施設	8 t/日	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃プラスチック類</li> <li>紙くず</li> <li>木くず</li> <li>繊維くず</li> <li>ゴムくず</li> <li>金属くず</li> <li>ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず</li> <li>がれき類</li> </ul>	③破碎 (二軸せん断方式による破碎処理)	H8.2.19 設置許可

(2) 法対象外施設

処理施設の名称及び種類	処理能力	処理する産業廃棄物	処理方法	許可等の状況
No. 2、No. 3 槽 汚泥等の混練固化施設	30 m <sup>3</sup> /日 (15 m <sup>3</sup> /日×2 基)	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃え殻</li> <li>汚泥</li> <li>ばいじん</li> </ul>	④固化 (薬剤による混練固化処理)	

(以下余白)

